

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷二十第

行發日一月三年十正大

論叢

地方所得税と他地方交渉問題……………法學博士 神戸 正雄
 唯物史觀公式中の一句に就て……………法學博士 河上 肇
 獨逸流通税の變革……………法學博士 小川郷太郎

時論

取引所改善の要點……………法學博士 戸田 海市
 注意すべき小作人問題……………法學博士 河田 嗣郎

說苑

生計費研究法を論ず……………法學博士 森木 厚吉
 所得分配統計……………法學士 汐見 三郎

雜錄

プリーフェーアの統計要覽……………法學博士 財部 靜治
 ビュツヒャー文庫……………法學博士 小川郷太郎
 自由貨幣運動……………法學博士 河田 嗣郎

注意すべき小作人問題

河田 嗣 郎

一 労働問題としての小作人問題

従來農業に於ける労働問題は、工業に於ける労働問題とは全く其趣を異にするものと考へられて居た。即ち農業に於ける労働問題といへば、主として經營上の問題であつて、近時諸國に於て其勢の顯著なる農業労働の供給不足といふことに關聯して起る問題なりと見られて居た。そして工業其他の労働問題の如く、労働者の地位境遇、其の労働條件、労働者對企業家の階級的利害衝突等に關して起り來る社會問題としての労働問題は、農業に在ては、多く其の發現を見るを得ず、又起り來るも其の意義の餘り重要ならざるものと信せられて居たのである。

然るに近時に於ける諸國の傾向は、農業にもやはり社會問題としての労働問題が起り得るのみならず、問題は年と共に益々困難を加へ、然かも問題の發展は大體に於て工業方面に於ける労働問題と其軌を一にし、問題に伴ふ労働者の運動も亦、大體工業労働者の間に行はるゝ運動と相似たるものたるを實證するに至つた。斯くて農業に於ける労働問題は、今や、一面には經營上の問

題として、一面にはまた社會的問題として、二重の困難を伴ふこととなり、之に對する講究と實地施設とは、頗る急切の必要を感ぜらるゝこととなつたのである。

而して工業労働問題は主として雇傭労働に關する問題であるが、農業上に於ける労働問題は、獨り雇傭労働に關する問題たるに止らず、獨立して労働を營む小自作農や小作人の労働に關する問題も、其中に包含せられ、問題の範圍は甚だ廣く、其の解決の爲めにせらるべき政策に關しても、特別の考慮の拂はれざるべからざるものがある。特に我國の農業に於けるが如く、純粹なる雇傭労働者の數は比較的少くて、小自作人や小作人の比較的多數なる國に在つては、其の労働問題の重點は、前者よりも却つて後者の上に落ち來らざるを得ない。現に近年我國の小作人の間には民衆の一般的自覺に伴ふ大なる運動が表はれて來て、其勢は益々進み、其の傾向は益々傾斜せんとしつゝある。

由來工業労働問題に在つては、其の役者たる労働者は、殆んど雇傭労働者に限られたるが爲めに、現今労働問題に就いて労働者といへば、そは直ちに雇傭労働者を意味するものなるが如くに考へらるゝけれども、常に必ずさうでなければならぬと云ふことはない。雇傭労働者に關する問題が社會問題たる如く、獨立の労働を爲す者に關する問題も亦社會問題たり得ざる理由はない。特に我國の農業に於ける小作人の如く、其の地位境遇は殆んど雇傭労働者と異なる所なく、其の業

務上に於ては、地主といふものがあつて之に従屬せなければならず、獨立の勞働を爲すとはいひ條、實際に於ては恰も雇傭勞働者が雇主に從屬するが如く地主に従屬して居るものに在つては、小作契約上に於て、其の條件に於て、又雇主に對して有する階級的對立に於て、小作人の感ずる所の利害は、雇傭勞働者が雇主に對して感ずる所の利害と、實質に於て多く異なる所はない。從て其間より生じ來る諸多の問題は、やはり之れ勞働問題として、社會問題の内容を形造るに十分である。

同じく小作人と稱せらるゝものゝ中に在つても、英國などに於て之を見る如き資力ある企業家としての小作人と、我國や佛・伊などに於て多く之を見る如き、勞力以外殆んど資本と見るべきものを有せず、たゞ主として自家の勞働力を生かして働かせん爲めに他人の土地を借りて耕作する者とを、同一様に取扱ふことは出來ぬ。前者は企業家であつて勞働者ではないけれど、後者は勞働者であつて、資本主義組織の下に於ける企業家ではあり得ない。されば農業上に於て勞働者といへば、我國の小作人の如きは、當然に其の部類中に入るもので、雇傭勞働者と相並むで勞働者といふ一範疇を形造り、たゞ雇傭されたることの有無に依て、更に區分され得るに過ぎぬ。

農業勞働者の範圍に關しては、第三回國際勞働會議に其の保護に關する國際的統制の問題が議題たらんとする所から、國際勞働事務局はデイ・パルマ・カスチグリオネ博士の農業勞働保護

に關する覺書を刊行したが、それに照して見ても、凡そ現今人々の見る所を知ることが出来る。氏は農業労働者は之を三大區分するを得べきものとし、(一) 日給月給又は年給に依る雇傭労働者、(二) 與へられたる土地を其の家族と共に耕作し、或意味に於ては賃金労働者たり、然かも其地主と組合關係に在る分益農、(三) 自己所有の土地を耕作する小自作農といふ風に分つて居る。¹⁾ 固より此の區別は嚴格な區別たり得ざることは、氏も之を斷つて居る通りだが、區別は兎も角として、此等の者が労働者といふ範疇内に入るべきことだけは、確かである。而して我國の小作人は其の性質尙ほ未だ右覺書に謂ふ所の分益農に近いもので、貸與されたる土地を家族と共に耕作し、地主と一種の組合關係を有する労働者たるに外ならぬ。従て我國に於ける小作人が其の小作契約を爲し、其の條件を定むるに就いて、地主に對して有する利害關係や、小作人と地主との階級的對立やからして、其間に生じ來る問題は、やはり之れ雇傭労働者と雇主との間に生ずる問題と同様に、労働問題と見ざるを得ざることになるのである。而して又然か見ることが、之を實狀に照して常識的に考へても、最も事情に適合せる妥當の見方と謂はねばならぬ。

此の意味よりして之を攷ふれば、近者我國に於て小作人と地主との間に頻繁に問題が起るやうになり、兩者の間に感情の疏通を缺ぎ、階級的鬭争が行はるゝやうになり、所謂小作人問題の進展を見るに至りたるは、他方工業労働者の間に労働問題の益々紛糾せんとする勢と相並むで、廣

1) Legal Protection for Agricultural Workers, Memorandum by Dr. Di Palma Castiglione. (International Labour Office.)

我國の勞働問題として、最も講究を要する所と謂はねばならぬ。

二 小作人運動

小作人が勞働者と見らるべき地位に在る所に於ては、小作人が其の地位の向上經濟の改善の爲めに起す運動は、やはり之れ廣き意味に於ける勞働運動中に入れて考へられねばならぬ。

我國に在つては、工業方面に於ける勞働運動すら、まだ甚だ年若い有様で、農業勞働運動に至つては、更に一層幼稚な狀態に在る。特に農業雇傭勞働者の運動に至つては、未だ殆んど見るに足るものがない。獨り小作人運動のみが、近年大いに起らんとするの氣勢を示し來つたに過ぎぬ。併し農業勞働運動が工業勞働運動に比して發達の後れたるは、我國ばかりのことではなく、殆んど何れの國に於てもさうであつて、それには理由のあることである。即ち農業勞働者は雇傭されたる者も工場に於けるが如く一所に多數集團的に使役せられざることや、女子及び少年勞働者の比較的多數なることや、雇主の家庭内に居住するか然らざる迄も之と密接の關係を有することや、従て雇主と勞働者との間に主從的封建臭味の殘存せるもの多きことや、其の主たる理由と見なければならぬ。²⁾

然るに諸國中に在つて、獨り伊太利に於てのみは、工業方面の勞働者の間に運動の行はるゝと

2) Wygodzinski, Die Landarbeiterfrage in Deutschland, Tübingen 1917, S. 47 ff.

相劣らず、農業労働者の間にも夙に自覺ましき運動が行はれ、其點に於て一大特色を示して居る。而して伊太利に於て此の狀態を見るに至りたるは、其國の經濟組織と労働狀態とに特有なる理由あるに因るものたるや勿論であるが、同國の農業經濟組織と人民の氣風とには、やゝ少からず我國の狀態の近似せるものがあるが故に、同國に於ける農業労働運動の狀態を知ること、我國農業労働運動の將來に就いて攷察するに當つては、大いに參考となり得べきものがある。

伊太利に在つては、古くより其の労働者階級は社會的に無視せられ、貧弱なる労働者が大多數たる所よりして、彼等は地主や雇主が利益を絞取り取る道具に使はれ、社會的にも經濟的にも、甚しき抑壓の下に呻吟しても來たのである。而して同國に在つては、土地の所有と經營とが分離されたる場合頗る多く、小作農業が廣く行はれて居るが、其の小作人なるものは、我國の小作人同様に、頗る貧薄なる小規模經營者たるに過ぎず、たゞ地主に雇傭せらるゝ代りに其の土地を貸與されて、然かも其上に分益小作を行ふものたるに過ぎぬ。所謂 *Mezzadonia* なるもの之であつて、小作人は獨立の企業家と見らるべきよりも、一種の利益分配制に依る労働者と見らるべきに近く、ともかく一種の労働者たる性質を有するものとす。労働者としても彼等は現時の英國の工業労働者などの有する如き自由と人格上の獨立とを有するに非ず、其の生活も頗る貧しきもので、地主に對しては依然として臣下たるに近き關係を持續して來たのである。³⁾

3) A. Leonhard, Die Bewegung der Landarbeiter in Italien, im Archiv für Socialwissenschaft u. Socialpolitik, XXXIV. Bd. S. 163 ff.

加之伊太利の農業に在つては、大地主制企業も可也廣く行はれて居る所から、雇傭労働者の數も頗る多く、此等雇傭労働者と小作労働者とが集つて廣き意味の農業労働者階級を形造つて居る。而して此等の雇傭労働者は年雇のもの (obbligati 及び barri) と日傭のものとして出來て居るのだが、何れも哀れな境遇に居る者ばかりである。特に純然たる日傭労働者に至つては、所謂恒心なき輩で浮草のやうな連中ばかりである。⁴⁾

右の如く分益小作人にしても、雇傭労働者にしても、其の地位甚だ劣惡で、其の所得は頗る少薄なるものたるに過ぎず、無産階級者としての心理と境遇とを十分に具備して居る所から、彼等は漸次社會主義思想を迎へ、追々と赤化することゝなつた。特に日傭労働者の群に至つては、地方々に都市的に密集生活を營むを例とするものなるが爲めに、社會主義者の宣傳には最も好きプラットホームを形造つて居るのである。而して伊太利政府の政策と地主雇主の態度とは、全く事情と形勢に盲目で、只管に之を壓迫するを以て能事了れりとしたが爲めに、愈々其の左傾の勢を進めしめたのである。

斯の如き事情なるが爲めに、伊太利に於ては夙に一八七〇年代に於て P. 谷地々方に於て労働者が團結に依て地位改善の爲めに運動を起すものあるを見るに至り、Mantua 州に在ては一八八四年に於て終に二つの有力なる農業雇傭労働者の組合を見ることゝなつた。⁵⁾ 而して其時よりし

4) do. S. 166.

5) 一は之を Società di Mu no Soccorso fra di Contadini della Provincia di Mantova と稱し、他は之を Associazione Generale dei Lavoratori Italiani と名くる。

て既に労働集合契約の實行を目標として努力したのである。然るに此等は其の翌年大運動を起して政府の爲めに解散を命ぜられ、其の指導者は反逆罪として起訴せられ、彼の Enrico Penni 氏の有名なる辯護に依て漸く放免せらるゝといふ、大活劇を示した。

其後同國に在つては、農業労働争議は頻繁に起り、ストライキも屢次行はれ、暴動的のものも少くなく、政府は用捨なく之を壓倒するに努めた。然るに一九〇一年に至り政府に社會黨の勢力増加すると共に、G. J. 氏は、從來の方針を一變して、労働者の組合結社權を許し其の罷業權を認むることゝした爲めに、農業労働組合の數も大いに増加することゝなつた。そして労働組合間に聯合會も組織せらるゝことゝなつた。

斯くて一九一〇年十二月に開催せられたる農業労働者大協議會に際しては、七百四の組合と十萬二千餘人の労働者とが代表せらるゝことゝなつた。そして此の大會に於ては、分益小作人も労働組合に加入せしむるの可否に就いて討議せられたが、結局、分益小作人は他人を雇傭することもあるけれど、彼等は他人の労働を買ふよりも、自己の労働を賣る方が多大であるといふ理由から、之を加入せしむることに決定したのである。⁶⁾ 此事は小作人の労働者としての地位を見定め、其の運動を致ふるに就いては、特に注意を要する重要な事件と謂はねばならぬ。

總て右の如く農業労働者の間に組合團結の行はるゝことゝなつたが爲めに、地主の側に於ても

- 6) Livio Marchetti, Die Organisation der Landarbeiter in Italien u. d. Arbeitskämpfe in der Romagna, in d. Zeitschr. f. Socialwissenschaft. Neue Folge. II. Jahrg. S. 364 ff.; Leonhard, a. a. O. S. 166 ff.
7) Leonhard, a. a. O. S. 169.

之に對抗する必要上同じく又團體を結ぶこととなり、一九一〇年以來之を見るに至つた。(Associazione agrarie) 而して此の企業家團體は小作人にも對抗するものなることを言を俟たぬ。

斯くて即ち伊太利に在つては、農業労働に關しては地主側と労働者側と双方組合團體を造つて對立し、契約も双方組合的に組合の手を経て之を結び、鬭争も亦組合間に之を行ふこととなり、階級戦争の面目は頗る其の形式を明確にすることとなつたのである。

爾來同國に於ける地主團體と労働團體との勢力は互に一張一弛しもて來たが、一時地主團體の勢力がよほど優越して、農業労働運動はやゝ壓迫せられた形であつた。然るに近年諸國に於ける社會主義運動が大いに氣勢を揚げて來たに連れて、伊太利の農業労働運動も大いに活躍し來り、動かすべからざる大勢力となりつゝある。而して同國の農業労働運動が頗る社會主義的色彩に富めることは、特に注意すべき點とせなければならぬ。

右は伊太利に於ける狀況の概略であるが、同國以外に在つても、英國にも獨逸⁹⁾にも農業労働者の組合團體は既に出來て居て、追々發達しつゝある、獨逸の如きは從來其の諸聯邦中の或邦々に存したる農業労働者の結社及び罷業權の制限をば、一九一八年十一月以來明かに取除くこととし、今や農業労働者も他の労働者同様に、完全に之に關する自由權を有することとなつた。

そこで問題は我國のことに立歸るのだが、今や將に大いに起らんとして其の氣運が動きつゝあ

8) Marchetti, a. a. O. S. 45 ff.; Leonhard, a. a. O. S. 170.

9) The National Agricultural Labourer's Union は其例である。

10) Deutscher Landarbeiter Verband (seit 1913); Zentral Verband der Forst-Land-und Weinbergsarbeiter Deutschlands (seit 1912) 等之である。

る。我國の農業勞動運動特に小作人運動が今後如何に進展すべきかは、固より之を逆睹することが出來ぬ。けれども小作人運動もそが一の勞動運動であつて、勞動運動はそが農業勞動運動たる工業や運送業などの方面に於ける勞動運動たるを問はず、大體に於て其進むべき軌道を同うするものであり、或程度までは互に提携して進み行くべきものであるからには、右に示す伊太利に於ける農業勞動運動の發展の徑路は、之を諸國に於ける勞動運動一般の發展の徑路に照し考へて、我が農業勞動運動の將來の進路を暗示するものと見られぬ理由はない。苟も社會運動として勞動運動が其の步調を整へて來るからには、そが初めは雇傭條件の改良を以て目標とし、次には組合主義の承認を以て目標とし、漸次進むで終には労働者に依る産業自治制を目標とするに至り、運動は進むに連れて階級闘争の旗色を鮮明にするに至るを通例とするものである。農業勞動運動といへども此例に漏る、筈はなく、又何れの國の勞動運動だからとて、其の國情の多少異れりといふだけで全く其の進む方向を異にすべき筈もないのである。

現に我國に於て之を見る所の小作人運動の如きは、多くは未だたゞ小作米の引下げを要求する位のこと過ぎぬけれども、それでも或地方などに於ては、それ以上遙かに進める運動の行はれつつあることも掩ふべからざる事實である。そして小作人の組織せる對地主組合の如きも、まだ労働組合として十分に完成せるものは多く之を見難いけれども、其の組織が労働者階級一般の覺

醒に依り漸くに整頓せるものとなり、又根強きものとなり、労働者の自助團體として、對地主關係に於ける利益の擁護團體として、其の旗幟を鮮明ならしめつゝあることは、やはり又掩ふべからざる事實である。而して其勢が此の數年來急に著明に表はれ來つたことは、今日の場合特に注意を要する所と謂はねばならぬ。

由來我國には温情主義の議論が優勢で、特に農業に關しては封建的思想の殘存せる所多く、農業方面に於ては經營や技術に關する問題こそ多かれ、又教育や社交に關するやうな問題こそ研究に値するものあれ、地主對小作人、雇主對労働者といふ關係から表はれ來る労働問題の如きは、發生するの餘地なきものなるが如くに考へられて居た。從て國家や地方自治體の政策施設に於ても、農會其他の施設に於ても、技術方面や經濟方面のものが殆んど其の全部を占めて居て、社會問題に關する方面は殆んど閑却されて居た有様である。けれども今や事情は著しく變化して來た。小作人問題の火の手の擧れるを相圖に、今後は社會問題方面が大いに世の注意を惹くこととなつて、國家の政策上に於ても、農會其他のものゝ活動に於ても、其の方面が十分に顧慮されて着々有効の施設の行はれざるべからざる要求を齎すに至るであらう。我國の農業は温情の漲れる和衷協同の家庭的産業で、國壁以來其狀に變りなきものだなど、枕を高くして眠つて居る間に、臥榻は地盤諸共瓦壞することのないやうに、今に於て政府も地主も一般社會も、覺醒一番、大いに施す

所を講究するが肝要である。

三 小作人問題對策

小作人問題が農業労働問題として、漸次困難を加へ來るべきこと、右に論示する所の如くなり
とせば、之に對しては今に於て十分有効なる對策が確立せられなければならぬ。而して其の對策
は獨り小作人にのみ對するものたらず、廣く農業労働者に對して、其の地位の向上と境遇の改善
を得せしめ、同時に又農業經濟の組織一般に關する改革策ともなり得なければならぬのである。
而して又其の政策に關しては、之が國際的統制の行はれむことも、必要で又有効なことであるか
ら、近く開催せらるべき第三回國際労働會議に於ては、之に關する問題が、議題として上程せら
るゝ筈になつて居る次第である。

此の意味に於ける方策としては、先づ農業労働者に對する社會政策が考へられる。而して農業勞
働者に對する社會政策は、大體に於て工業其他の労働者に對するものと異なる所はない。即ち先づ
農業雇傭労働者に關しては其の労働時間に對する制限、勞賃に關する規定特に最低賃金の制定、
失業の防止、女子及び年少労働者の雇傭及び労働制限、夜業禁止等のことが考へられる。之に關
して國家が法律を設けて労働者に對する適當の保護を爲すといふことは、既に工業労働者に對し

てその行はるゝことの正當なる以上は、農業労働者に對して之を行ふて不可なる理由とてはなく兩者を公平に保護するが當然なりと謂はねばならぬ。たゞ労働時間の制限に關しては、農業といふ業務が季節に依て左右せられ天氣に依て影響せらるゝことの多い所から、工場工業に於けるやうに、一率に例へば八時間労働制を布くなどいふことの不可能となるを顧慮せなければならぬ。従て農業労働に於ける時間制限は、例へば獨逸が一九一九年二月以來之を行つて居るやうに一年を三期に區別し、その第一期四ヶ月間は平均八時間労働とし、第二期四ヶ月間は平均九時間労働とし、第三期四ヶ月間は平均十一時間労働とするといふ風に之を定め、然かも餘分労働も或程度まで之を許容し、たゞ賃金支拂の標準を右の定に據らしむることゝ爲すの外に道がないかも知れぬ。

次に最低賃賃に關しては、農業労働者と工業労働者に依て其の必要不必要の別るゝ理由はなく、たゞ労働の種類以外に、都鄙生活が趣を異にする所から、其の最勞賃額に差等の設けらるゝことあらば、あり得るまでのことである。次に女子及び年少労働者の労働制限に關しては、農業の労働が比較的不健康なるもの少きが爲めに、又副業方面以外に於ては多く夜業の行はるゝものなきが爲めに、工業労働に於けるほど問題は面倒でなく、たゞ産前産後に於ける女子使用の禁止學齡兒童の労働使用禁止等のことが行はれ、特に年少者に對しては、其の教育と労働との適合を然るべく行ふことにつき充分の注意の拂はるゝを必要とすることゝなる。其他工業労働者に對して行はるゝ保護的施設にして、農業労働者に之を當て行ひ得るものは、公平に之を行ふこと、農

業労働問題を緩和する上に効果の少からざるべきは言を俟たざる所である。

次に雇傭労働者といはず一般的に農業労働者に對して之を行ふべき社會政策は、教育の上にも衛生の上にも、疾病・傷害・老衰・癱疾等に對する保險の上にも、種々之を見出すことが出来る。

特に教育が労働問題解決上必要の要素たることは言ふ迄もなく、又労働問題を離れてたゞ國民教育といふ上から見ても、農業労働者に對する教育の十分有力に十分進むで行はるべき必要切實なるは、誰しも見遁し能はざる所である。而して同じく教育といふ中に於ても、農業の技術教育に至つては、今後大いに進張せらるゝ所なくてはならぬ。次に衛生の上に於て就中殊に住居状態の改善に於て、農業労働者保護の必要急なるは、毫も工業に劣る所なく、此事英國などに於て最も必要の感せられつゝある所とする。次に傷害疾病其他の保險制度の利用に於て從來農業労働者が等閑に附せられたる嫌あるは、甚だ不當と謂ふべきである。工業労働者は此等の不可抗的事件に對し保險制度に依て保護せらるゝに拘らず、同じく労働者であり乍ら農業労働者が其の恩恵に浴し得ざるといふは、全く理由なき所である。而して此等の保護施設が獨り雇傭労働者のみならず、廣く小作人其他一般的に農業労働者と見らるべきものに對して、公平に行はるべきものたるは、茲に絮説を俟たざる所とする。

總て此等の社會政策は農業労働問題緩和の爲めには、何れも必要缺ぐべからざる所であるが、此等の政策と相並むで、是非とも實現せられざるべからざる所のもの、労働者の人としての權

利及び労働者としての根本権の承認といふことである。即ち彼の結社及び罷業権の承認といふこと之で、伊太利や獨逸の如く、農業労働者にも明かに此の権利の承認せられたるものに就いては、最早問題はあり得ないけれども、我國の如く、憲法上當然に其等の権利が與へられたるものと解釋すべくして、然かも其の實行を妨げ、之をして有名無實に終らしむる法規の存在する所に在つては、速かに其の妨害となる個々の法規を廢除して、工業農業其他一般的に労働者に對して此の権利を明確に享受せしむることとせなければならぬ。憲法上當然に享有する権利を妨ぐべき個別的法規ありといふは、寔に不都合千萬のことである。此點からいつても、結社及び罷業権の明確に保障せらるゝに至らんことの當然なると同時に、實質的には又、此の権利の保障に依て労働者一般の自助を進め、其の運動をして合法的なるを得せしめ、却つて労働問題をして自らに解決を見出すを得せしむるは、最も策の得たるものと謂はねばならぬ。

人或は此の権利が自由に享受せらるゝに至らば、益々以て我國の小作人や雇傭労働者の團結を進め、其の運動を自由ならしめ、罷業の如きも頻繁に行はるゝに至つて、益々労働問題の紛糾を招くに至り、終に社會と農業組織とを瓦解破滅せしむるに至るであらうなど、恐るゝであらうけれども、之は杞憂である。斯かる議論を爲す者あらば、そは水を治むるの理を辨へざる者の議論と謂はねばならぬ。労働運動は水の流るゝやうなものである。之を導くに其道を以てし、之に流るべき十分の道を開き與ふれば、水は無害に滔々と流れ行くけれども、之に對して道を塞ぎ、強

て之を抑へんとすれば、水は怒つて氾濫し、人畜を流し家を流し田畑を流して、力の及ぶ限りを荒廢に歸せしめなければ止まざらんとするものである。私は治水の道は即ち之れ社會運動を治むる要道なりと確信する者である。

亦も角労働者に對して之に自助の道を開き與ふれば、労働運動は曩地に進み行くとも、それはレールの上を汽車が走るやうなもので、それ自身何の危険もない。されば彼の社會政策と相并むで、此の労働者の權利承認による其の自助運動の促進は、思ひ切つて實行さるべきものとする。而して國家と一般社會とは、驛長となり、轉軌手となり、踏切番となつて、走る汽車をしてレールを外れしめないやうにすることが肝腎である。

斯くて労働者は思ふ存分走り行く内には、終に産業自治制を要求し、小作人ならば自作農とならんことを、雇傭労働者ならば小作人たらんことを希望しつゝ、然かも之を組合制に依る共同事業として、所謂集合小作又は集合自作を行はんとするに至るであらう。現に伊太利の如きに在つても、労働組合は産業組合なる性質を兼ね備へて、資本を所有し、私の個人企業者を排斥して、組合による共同耕作經營を行はんとするに至つた。¹¹⁾又労働者の組合は、組合の手に依て小作を引受けて共同的に之を行はんとするに至つた。彼の *Affianza Collettiva* と稱せらるゝもの之である。¹²⁾(我國に在つても、多少趣こそ異れ共同小作の實例は、多く之を見ることが出来る)。

而して事情斯くの如くに進展し行くことは、實に之れ當然の順序であつて、然かも斯くなるに於

11) Leonhard, a. a. O. S. 174.

12) do, S. 176; Marchetti, a. a. O. 464 ff

て甫めて農業労働問題は解決の曙光に觸れ得るものである。即ち走る汽車は走り走つて此所に至つて甫めて曠色を望み得るに至るものである。獨り農業労働運動といはず一般的に労働運動は、労働者が組合團體として産業管理の任に當り、雇傭關係を脱して獨立なる自主的生産團體たるに至つて甫めてよく其の目的を到達し得るに至るものと考へらるゝ風は、近頃よほど熾になつて來たやうであるが、私の信する所によれば、工業方面に於ては尙ほ其上に國家自身が、産業直接管理の任に當り、生産も手づから之を行ふべき問題が残さるゝものとする。然るに農業に在つては、特に我國の米作農業の如きに在つては、國家が土地をこそ全部國有になし得れ、生産の勞務を一手に引受け行はんことは、不可能事に屬するから、農業労働者が共同小作組合を造り、進むでは更に共同自作組合を形造るに至れば、生産方面に關しては問題は先づ一段落に達するものと謂はねばならぬ。残る所はたゞ土地の所有制に關して、國有制を行ふか否かの問題のみである。

然し今私は此等の最後の解決方法に就いてまで詳かに之を論議する積ではないのだから、此上之を細論することは避けて置く。たゞ上に述ぶる所に依つて、農業に於ける労働問題が漸次切迫せる緊要の問題となりつゝあるを示し、特に我國に於て現今小作人問題が俄かに喧しきを致し、其の運動の漸次大に進展せむとするを見るに就けて、茲に其の問題の労働問題としての意氣切要なる所以を明かにし、之に對する政策の速かに確立さるゝ必要頗る急迫せるものあることを、述べて置く次第である。